

材料検査手続及び方法一覧

令和 7 年 4 月

東京都下水道局

本書は「東京都下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」

をもとにして作成したものである。

1 適用範囲

この「材料検査手続及び方法一覧」は東京都下水道局が契約した工事等に使用する材料の検査及び調査に適用する。

2 材料検査の方法

- (1) 材料検査は品質検査、性能・機能検査、数量検査によって行うものとする。
- (2) 品質検査、性能・機能検査、数量検査の方法は、別表第1に定めるとおりとする。

3 品名別材料検査

品名別材料検査の方法は、一般工事については別表第2、ISO9001適用工事については別表第3に定めるとおりとする。ただし、検査員は、別表第2及び別表第3に定める方法によることが適当でないと判断した場合は、検査を所管する課長の承認を得て変更することができるものとする。

4 技術基準

材料検査の技術基準については、別表第2及び別表第3によるほか、土木工事標準仕様書、建築工事標準仕様書、設備工事標準仕様書、各工法協会規格及び設計図書等の定めるところによる。

5 検査等の実施

- (1) 材料検査の執行区分は、別表第2、別表第3による。このうち検査員が実施する品目は、東京都統一様式（以下「統一様式」という。）「材料検査請求書」（統一20）の提出により実施する。
監督員が実施する品目は施工計画書で作成した搬入予定を提出し、搬入並びに使用の都度「材料調査請求書」（統一16）または「材料承諾申請書」（統一25）の提出により実施する。
- (2) 検査日時の通知を受けたときは、検査の実施に支障をきたさぬよう受検準備（社内検査の実施等）をすること。
- (3) 検査材料は、製作工場又は工事現場等において一括して受検できるよう調整すること。

6 検査の立会い

受注者は材料検査に立ち会うこと。

7 理化学試験の手続等

検査員により理化学試験を受けることを求められた場合、受注者は、統一様式による「試験委嘱指定申請書」（統一23）を提出し、「試験委嘱指定書」の交付を受けること。

8 検査後の措置

受注者は、材料検査の合格の判定を受けたのち、当該工事に使用すること。また、検査員による検査後の報告については、統一様式「材料検査報告書」（統一２６）を提出（土木、建築工事に適用）する。

9 特殊な品名の材料検査

別表第２及び別表第３に記載のない品名の材料検査については、当局の指示による。